

No	区分	質問	回答
1	総論・制度概要	「全国旅行支援」とは何ですか。	「全国を対象とした観光需要喚起策」のことです。 国が地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として、国が補助対象事業者である各都道府県に財政支援をし、各都道府県が実施する事業です。
2	総論・制度概要	「全国旅行支援」は県民割の延長ですか、またはGOTOトラベル事業のことですか。	全国旅行支援は、県民割とは別の事業となります。 また、GOTOトラベル事業とも別の事業となります。
3	総論・制度概要	割引を受けるにはどのようにしたらよいですか	対象の旅行会社／インターネットサイト／宿泊施設で予約をお願いします。 なお、割引を適用した予約は10月11日以降受付開始です(全国統一ルール)。
4	総論・制度概要	県民割で利用したVISIT三重県は利用できますか	10月11日以降の宿泊にはご利用できません。
5	総論・制度概要	外国人の旅行は本事業の対象ですか。	日本国内居住者であれば、外国人でも利用可能です。 そのため、観光・ビジネス目的などの短期滞在となる在外の外国人は対象外です。技能実習生などの外国人については、在留許可証など公的な書類によって日本での居住予定が明らかであれば、利用可能です。
6	総論・制度概要	日本へ一時帰国中の海外在住の日本人は対象ですか。	本事業の対象者は、日本人であっても日本国内居住者に限られています。 海外在住で一時帰国中の日本人で現在国内での居住実態がない人は対象外です。
7	総論・制度概要	県民割で配布をしていたクーポン券(みえ得トラベル地域応援クーポン)の制度は変更となりますか。	全国旅行支援でも、引き続き「みえ得トラベル地域応援クーポン」を配布します。 配布枚数は、平日3,000円、休日1,000円となります。 詳細はみえ得トラベル地域応援クーポンホームページをご確認ください。 <a href="#">※みえ得トラベル地域応援クーポンホームページはこちら</a>
8	総論・制度概要	平日、休日の定義は何ですか	日帰り旅行の場合は土日祝、宿泊旅行の場合は、宿泊日とその翌日が土日祝の場合、休日として扱います。
9	総論・制度概要	補助を受けたいのですが、旅行代金に下限はありますか	平日の場合、旅行代金が1人あたり5,000円未満の場合、補助の対象外となります。 休日の場合、旅行代金が1人あたり2,000円未満の場合、補助の対象外となります。
10	新規予約	全国旅行支援を適用した予約は、いつから申し込みますか。	全国旅行支援を適用した予約は、10月11日以降から受付可能となります。 (全国統一ルール)
11	既存の予約	既存予約は対象になりますか。	県としては、予約内容が全国旅行支援の利用条件を満たす既存予約については、全国旅行支援の適用を妨げません。なお、現在、各旅行事業者から予約者に向け様々なアナウンスを発出しておりますので、既に予約をお持ちの方は、予約先の発表内容の確認をお願いします。 <参考> 全国旅行支援の対象外となる可能性が高いもの ①旅行商品の内容が、全国旅行支援の利用条件を満たさないもの ②旅行商品を販売する事業者が、本県で事業者登録を行っていない場合 ③宿泊施設が本県で事業者登録を行っていない場合 詳細につきましては、10月11日(事業開始日)以降に予約先へご確認願います。
12	本人・居住地確認	県民割と同様に、ワクチン接種歴または陰性の検査結果の確認や、本人確認・居住地確認が行われるのですか。	全国旅行支援の対象となるためには、利用者全員のワクチン接種歴または陰性の検査結果の確認に加えて、本人確認・居住地確認が必要となります。 本人確認等は、旅行当日(出発時やチェックイン時等)に行われますので確認書類をご持参ください。 なお、12歳未満であり、かつ同居の親等の監護者が同伴する場合は、ワクチン接種歴または陰性の検査結果は不要です(本人確認書類は必要です)。

No	区分	質問	回答
13	本人・居住地確認	ワクチン接種歴または陰性の検査結果について、どのようなものが必要ですか。	ワクチン接種証明（3回目接種済みのもの）または陰性証明（PCR検査等の検査結果通知書）等の提示が必要となります。 <a href="#">※ワクチン接種歴もしくは陰性の検査結果確認について詳細はこちら</a>
14	本人・居住地確認	本人確認・居住地確認のための書類について具体的に教えてください。	本人確認に必要な書類は、原則以下のとおりです。 なお、本人確認書類は原本が必要となります。 <本人確認書類（有効期限内のもの）> ◆1点で認められるもの（1枚で氏名および写真が確認できる書類） マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ◆2点で認められるもの（次の①+②または①+③の組み合わせのみ可能） ① 健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書 ② 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書 ※中学生以下の旅行者であって上記書類がそろわない場合は、本人の健康保険証もしくは医療証等と法定代理人の本人確認書類（運転免許証、旅券等）で代用可能です。  上記の確認書類に現住所の記載があるものが居住地確認書類です。 現住所の記載がない場合、および記載されている住所と現住所が異なる場合は、本人確認書類とは別途次の補助書類等もご用意ください。 <居住地確認 補助書類> 公共料金の領収書（電気・ガス・水道など）、国税または地方税の領収書または納税証明書、社会保険料の領収書、住民票の写し（個人番号の記載がなく、発行後3か月以内のもの）、賃貸借契約書
15	本人・居住地確認	日本在住の外国人において、上記証明書類がない場合の本人確認・居住地確認のための書類について具体的に教えてください。	外国人における本人確認・居住地確認のための書類は、以下を原則とします。 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書
16	本人・居住地確認	旅行者が旅行当日、本人・居住地確認書類の提示ができない場合はどうすればいいですか。	後日送付などでの提示は認められないことから、補助の対象外です。
17	本人・居住地確認	旅行申込は旧姓で予約しましたが、当日の本人確認書類が新姓である場合はどうすればいいですか。	補助の対象外です。 旅行申込記録と本人確認書類の氏名は同一である必要があります。 ただし、新姓・旧姓の確認書類が揃う場合は補助の対象となります。
18	補助額の算出	子供や乳幼児は対象となるのでしょうか。	原則、子供や乳幼児も1名としてカウント可能です。 (計算例) 旅行代金：80,000円（大人1人1泊 20,000円、乳幼児 0円）2泊3日の宿泊商品 大人2人、乳幼児1人の旅行上限額：5,000円×2泊×3名=30,000円（0円の乳幼児を含めて3名で計算） この場合、補助額の計算は80,000×40%=32,000円のため、補助額は上限額の30,000円が適用されます。
19	補助額の算出	大人と子供の旅行代金が異なる場合、補助額はどのように計算すればいいですか。	原則、次の計算例のとおり、旅行代金等の異なる参加者も合算し、総額の旅行代金として算出します。 (計算例) 旅行代金：40,000円（大人1人 30,000円、子供1人 10,000円）1泊2日 往復新幹線付 大人1人、子供1人の旅行 40,000円×40%=16,000円
20	泊数制限	連泊制限はありますか。	最大7連泊までとなります。
21	泊数制限	7泊+7泊と連続した日付で別々のホテルを予約しました。泊数制限内なのでそれぞれ補助対象になりますか。	補助の対象となるのは7泊分までです。（合計14泊分が対象とはなりません。） 別々の予約であっても、実質的な旅行内容として連続性がある場合は、7泊分までが上限となります。
22	割引クーポン・ポイントの併用	インターネットサイトで申し込みの際に、そのサイトで利用可能な別の「旅行・宿泊割引クーポン」を併せて適用したいのですが可能ですか。	併用は可能ですが、適用ルールは次のとおりとなります。 なお、事業者によっては、対応できない場合もあります。 【適用ルール：旅行代金・宿泊料金から「割引クーポン」による割引額を引いた後の価格をもとに補助額を算出】 【計算例：旅行代金15,000円に、割引クーポン5,000円を適用させる場合】 販売補助額：（15,000円（旅行代金）-5,000円（割引クーポン））×40%=4,000円補助

No	区分	質問	回答
23	割引クーポン・ポイントの併用	旅行代金を各種ポイントやマイル、ギフト券等で支払いは可能ですか。	事業者が対応している支払い方法であれば、個人が保有するポイント類、旅行券、ギフト券等、名称の如何を問わず、「旅行者個人に付帯するもの」等、クレジットカード・現金と同様の支払い手段として利用する場合については、これらを利用可能です。旅行代金に対して補助額を適用させて算出する、旅行者支払い額に対して現金同様に利用できます。
24	割引クーポン・ポイントの併用	全国旅行支援以外の補助制度（市町割等）を併せて適用したいのですが、可能ですか。	全国旅行支援の補助制度適用後に、全国旅行支援以外の補助制度を利用することはできません。 【市町割を併用する場合の計算例】 12,000円の旅行で、市町村が3,000円引きする場合 全国旅行支援販売補助額：(12,000円-3,000円)×40%=3,600円 補助
25	割引クーポン・ポイントの併用	地方自治体などによる独自の補助制度（市町割など）と併用して、旅行代金が0円以下になるのですがよいですか。	補助額が元の旅行代金等を超えることは認められません。 そのため、市町割などの補助制度適用後の旅行代金が、旅行代金下限（平日：5,000円 休日：2,000円）を下回る場合は、本事業の補助額は適用できません。 【計算例：7,500円の宿泊商品（平日）で、市町村が3,000円引きする場合】 7,500円-3,000円=4,500円 < 5,000円（旅行代金下限） この場合、本事業は適用できません。
26	変更・キャンセル	ノーショウ(予約をしたが宿泊しなかった)場合、どのようになるのですか。	当該旅行へ実際の参加がない場合は補助制度を利用できません。キャンセル料への補填もできません。
27	補助対象とする旅行商品の基準・考え方	宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行った費用も、補助の対象となるのですか。	補助の対象外です。 商品に事前に含まれている物品・サービスが補助の対象となります。 （例）1泊朝食付き宿泊商品として申し込み、宿泊施設滞在時に夕食を追加で注文した場合の朝食代金を含めた宿泊料金は補助の対象です。 ×現地で追加した夕食代金は補助の対象外です。 なお、「商品に事前に含まれている物品・サービス」「現地で追加した物品・サービス」どちらも合わせて宿泊施設のチェックアウト時に支払う場合であっても、補助対象となるか否かの考え方は同一となります。
28	補助対象とする旅行商品の基準・考え方	現地で消費した食事代や観光施設入場料などは補助の対象となるのですか。	補助の対象外です。 食事代・観光施設入場料等は、商品の旅行代金に含まれていれば補助の対象ですが、旅行者自らが現地で別途支払った費用は補助の対象外です。
29	補助対象とする旅行商品の基準・考え方	個人で手配した旅行サービス（タクシー等の移動手段や、レストランの予約等）は、補助の対象となるのですか。	補助の対象外です。 事前に旅行事業者へ予約・支払いした旅行商品に含まれているものが補助の対象となります。 （例） ×旅行目的地でのタクシーを旅行者が個人で手配 ○事前に旅行事業者へ予約・支払いした商品に含まれたタクシー観光
30	補助対象とする旅行商品の基準・考え方	旅行期間の一部に、本事業の対象外期間が含まれている場合は補助の対象になりますか。	補助の対象外です。 旅行期間において、対象期間内・対象期間外に相当する旅行代金を区別して確定できない場合（包括料金等）は、全体として補助の対象外です。ただし、対象期間内・外における旅行代金を区別して確定できる場合は、対象期間内に限って補助の対象となります。
31	宿泊を伴う旅行商品（交通付）	宿泊を伴う旅行商品（交通付）の対象となる「交通」の判断基準について教えてください。	宿泊施設と合わせてひとつの旅行として予約された運送サービスが、次に設定する判断基準を満たした場合、割引上限額が1人1泊当たり8,000円へ引き上げられます。 ※1旅行の単位で基準を満たした交通が1つ以上含まれていれば、旅行期間中すべてについて、上限8,000円となります。 ◆航空機及び離島航路：すべて対象 ※遊覧飛行は除く ◆鉄道：1乗車で片道50km（営業キロ）以上の有料列車の利用 ◆乗合バス（路線バス、定期観光バス、高速バス等）：1乗車で片道50km（営業キロ）以上の利用 ◆貸切バス：実車時間2時間以上の利用 ◆タクシー・ハイヤー：1乗車で乗車地と経路上に含まれる一地点との直線距離が50km以上の利用 ◆船舶（離島航路以外）：1乗船で片道50km以上の利用（乗船地と下船地の直線距離） ※自家用車、レンタカーは対象外
32	宿泊を伴う旅行商品（交通付）	上限額が8,000円になるのは、交通手配のある日だけですか。	1旅行予約単位で、基準を満たした「交通」がひとつ以上含まれていれば、交通付の上限額8,000円（1人1泊当たり）が、旅程中の宿泊日すべてに適用されます。旅行期間内であれば、往路・復路・旅行中など利用のタイミングは問いません。 （例）3泊4日 往復交通付の旅行商品 ※中日（2・3日目）には交通がない 3泊とも上限額8,000円/日です。（交通付1泊：8,000円×3泊分＝24,000円）となります。 ※2・3泊目の上限が5,000円/日にはなりません。

No	区分	質問	回答
33	宿泊を伴う旅行商品（交通付）	片道利用でも、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の対象となるのですか。	片道利用でも対象となります。 1旅行予約単位で、基準を満たした「交通」がひとつ以上含まれていれば、交通付の上限額8,000円（1人1泊当たり）が、旅程中の宿泊日すべてに適用されます。旅行期間内であれば、往路・復路・旅行中など利用のタイミングは問いません。
34	宿泊を伴う旅行商品（交通付）	交通手配があるのが日程の中日だけです、上限額は8,000円になるのですか。	日程の中日だけの交通利用であっても、上限額8,000円（1人1泊当たり）が、旅程中の宿泊日すべてに適用されます。「交通」の利用は、旅行期間内であれば、往路・復路・旅行中など利用のタイミングは問いません。 （例）2泊3日 往復の交通手配なし、2日目は貸切バス（8時間）利用の場合補助額の上限額は、16,000円（交通付1泊：8,000円×2泊分）となります。
35	宿泊を伴う旅行商品（交通付）	「交通」の着地と宿泊地が離れています、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の補助対象となりますか。	ひとつの旅行日程の中で利用される交通であれば、基準を満たした「交通」がひとつ以上含まれていれば、どの区間で利用されても「宿泊を伴う旅行商品（交通付）」の補助対象となります。 （例）名古屋～京都 新幹線利用（京都で観光後に在来線で大阪へ移動）大阪宿泊名古屋～大阪の旅行ですが、交通の利用区間が名古屋～京都でも構いません。
36	宿泊を伴う旅行商品（交通付）	乗り継ぎがある場合、50kmほどの区間を測定するのですか。	1枚で発券される特急券を利用して、片道50km以上の利用した場合が対象となります。
37	日帰り旅行商品	補助対象となる日帰り旅行商品の条件について教えてください。	日帰り旅行は、次のA群とB群をそれぞれひとつ以上組み合わせた旅行商品です。 A群：旅行開始日と同日中に出発地に戻ることが予定されている往復の運送サービス（出発地と目的地が別の地域である移動） B群：旅行目的地での消費に寄与する現地アクティビティ等（運送・宿泊以外の旅行サービス） ※本人確認等およびワクチン接種歴や検査結果について、添乗員または現地係員等から出発当日に確認を受けてください。
38	公費出張	公費による公務員の出張において、本事業を使えるのですか。	公費によるものは補助の対象外です。
39	公費出張	修学旅行等を引率する教員の扱いはどうなりますか。	公費によるものは補助の対象外です。
40	教育旅行	修学旅行を含む教育旅行は、本事業の補助対象となるのですか。	補助の対象となります。
41	感染症対策	グループ内の一部の者が「ワクチン接種歴や検査結果の確認」の基準を満たさない場合（忘れた場合を含む）の対応を教えてください。	基本的には、基準を満たしていない者のみを対象外とします。 ただし、事業者によっては(システム上対応できない等の理由により)1人が基準を満たさなかった場合は全員が対象外となる場合もありますので、予めご了承ください。
42	地域クーポン	旅行を取り消した場合（取消料100%）、地域クーポンは利用してもよいでしょうか。	利用できません。クーポンの返還が必要です。 100%の取消料を払っていても、旅行自体に参加していないため地域クーポンの利用はできず返還が必要となります。
43	感染状況の悪化	三重県において全国旅行支援が一時停止となった場合、すでに予約済みの旅行はどうなるのでしょうか	一時停止日以降は、全国旅行支援の割引の適用はありません。定価でご利用いただくか、予約のキャンセルをしていただくこととなります。 なお、キャンセルの際には、旅行約款等に基づくキャンセル料がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。
44	三重県民の補助利用	三重県民が他都道府県を旅行する場合も、旅行先の全国旅行支援の補助が受けられますか	(10月5日時点)10月11日以降、東京都を除く46道府県で全国旅行支援に基づく旅行割引を受けることが可能です。なお、東京都は10月20日から旅行割引を開始する予定です。
45	三重県民の補助利用	三重県民が他都道府県を旅行する場合も、「おいでよ！みえ旅キャンペーン」が適用されるのですか。	旅行先の都道府県の全国旅行支援が適用されます。 詳しくは、各都道府県の全国旅行支援窓口にお問い合わせ願います。
46	その他	他の質問について	その他のご質問については以下へご連絡ください。 「おいでよ！みえ旅キャンペーン」事務局〔9：00～18:00 全日営業〕 【利用者向け】 制度全般：050-3354-7655 クーポン券関係：050-3684-4207 【事業者向け】 制度全般：050-3354-7677 クーポン券関係：050-3818-1829